

市川市都市計画マスタープラン改定業務委託 仕様書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1 件 名 市川市都市計画マスタープラン改定業務委託

2 業務目的

本市では、平成16(2004)年3月に都市計画法第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針として都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）を策定した。

現行のマスタープランが令和7(2025)年に目標年次を迎えることから、地域特性に応じた土地利用や都市施設等の配置の根拠となる将来都市像を明らかにし、その実現に向けた個別の都市計画及び相互調整の指針となる、新たなマスタープランを策定（改定）することを本業務の目的とする。

3 委託場所 市川市全域

4 委託期間 契約日の翌日より令和8(2026)年2月27日まで
(令和6(2024)年度～令和7(2025)年度の2ヵ年事業)

5 納入場所 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市街づくり部 街づくり計画課

6 次期マスタープランの前提条件

1) 計画期間

令和8(2026)年度～令和32(2050)年度（予定）

2) 位置づけ

次期総合計画基本構想（令和5(2023)年度～7(2025)年度の3ヵ年で策定予定）及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和7(2025)年度見直し予定）に即する。

7 業務内容

受託者は、次の各号に掲げる業務を実施するものとする。

7-1 現況都市構造の整理と将来都市構造の課題抽出

本項目については、市が平成28(2016)年度に実施した「都市構造調査業務委託」の結果（『16 貸与資料と使用制限』に記載する別途貸与資料参照）をベースに、次に掲げる項目に沿って、新たな分析及び既存データの更新を行うこと。

1) 基礎データの整備

(1) 人口推計及び公共施設等配置状況図の作成・更新

次期市川市総合計画策定支援業務の将来推計値を用いて、市内を100mメッシュ単位に細分化した上で、総人口、年齢3区分（年少・生産・老年）別の人口分布図（現況と将来）を作成する。

なお、図化する将来推計年次は、令和32(2050)年（次期マスタープラン目標年次）、令和52(2070)年（次期市川市総合計画策定支援業務における推計年）を想定している。

また、委託者が策定した「市川市公共施設等総合管理計画」を基に、市が保有する公共施設の図形・属性データ（所在地、建築年度、延べ面積、構造等）を更新する。

(2) 都市計画基礎調査の結果を用いた分析

都市計画基礎調査データ分析事例（案）（平成25(2013)年7月：国土交通省都市局、以下「基礎調査データ分析」という。）をもとに、人口、産業、土地利用、建物、都市施設、地価、自然環境等の推移を把握し、地域ごとの特徴を把握する。

(3) その他各種データの時点更新

次に掲げる事項について、平成28(2016)年度都市構造調査業務委託で作成したGISデータを時点更新する。

- ① 鉄道沿線単位で見た都市機能の分布状況の把握
- ② 公共交通の利便性分析

- ・上記(1)～(3)のデータ整備に当たっては、原則としてGISを用いた図面作成及び分析を行うものとし、データはShape形式とする。
- ・作成したデータは、委託者が使用する都市計画業務支援システムで運用可能なデータ定義で納品するものとする。
- ・データの属性項目の入力については、平成12(2000)年7月建設省都市局が公表した都市計画GIS標準化ガイドライン（案）を基本とし、詳細については委託者受託者協議のうえ決定するものとする。
- ・本業務のデータ更新及び作成に使用する位置座標は、次のとおりとする。
 - －測地系：世界測地系
 - －平面位置座標：平面直角座標系第IX系
 - －垂直位置座標：東京湾平均海面からの高さ（T、P）
- ・データ整備に当たっては、関連計画の地域・地区分けによる分析対応できるよう、可能な限り町丁目別あるいは100mメッシュ単位での集計、分析に努めるものとする。

2) 都市構造評価

(1) 都市構造評価の現状算出

都市構造評価に関するハンドブック（平成26(2014)年8月：国土交通省都市局都市計画課、以下「都市構造ハンドブック」という。）に掲載される代表的な評価指標について、現状数値を算出し、人口規模及び都心からの距離等が類似する自治体（県内、県外計6市程度）や、政令市の平均値との比較から、評価指標から見た本市の都市としての位置づけを確認する。

(2) 都市構造評価の将来推計及び課題の検討

1) で作成した将来人口（令和32(2050)年、令和52(2070)年）を用いて、都市構造ハンドブックに記載される計画指標の将来値を推計し、将来における都市構造の課題を検討する。

7-2 現状と課題の整理

次期マスタープランの策定に当たり、別紙1「都市計画マスタープラン改定方針」、別紙2「関連計画一覧」、及び「都市計画マスタープラン改定方針 詳細版（※現状と課題の分析、市民アンケート結果を含む）」（『16 貸与資料と使用制限』に記載する別途貸与資料参照）を踏まえ、次に掲げる項目について、現状、これまでの推移・変遷、特色及び課題等を全域、地域別に整理すること。

また、(4) 交通 (6) 都市施設等 (7) 公園・緑地等については、これまでの整備状況及び今後の整備見込み等について、あわせて整理すること。

なお、整理に当たっては、以下の事項に留意すること。

- ・将来人口推計については、次期市川市総合計画策定支援業務で行った人口推計及び国立社会保障・人口問題研究所の人口推計（令和5(2023)年）をそれぞれ参照すること。
- ・各項目の推移・変遷、整備状況等については、現行マスタープランの施行（平成16(2004)年）以降を基本に整理すること。

《整理項目》

(1) 人口

人口（総人口、年齢別人口、地域別人口、産業別人口等）、将来人口推計（総人口、年齢別人口、地域別人口等）、人口密度、その他

(2) 住環境

住宅事情、建築動向、地価、生活環境、生活利便性、都市農地、その他

(3) 土地利用

住宅地、商業地、工業地、農地・生産緑地、市街化調整区域、スプロールの状況、低未利用地の状況、その他

- (4) 交通
道路・交通環境、公共交通、端末交通、駐車・駐輪場、歩行空間、その他
- (5) 防災
自然災害歴、各種災害想定、各種災害対策・防災体制、その他
- (6) 都市施設等
都市施設、公共公益施設、面整備事業、河川、その他
- (7) 公園・緑地等
都市公園、緑地保全地区、生産緑地、その他
- (8) 景観・資源等
文化的資産、景観的資源、自然環境、その他
- (9) 市内各地域の地域特性
- (10) 各種法規制の状況
(都市緑地法、生産緑地法、農地法、宅地造成等形成法、河川法、急傾斜地法、土砂災害防止対策推進法、国土利用計画法、その他)
- (11) その他、次期マスタープランの策定に必要な事項
- (12) 以上を踏まえた都市の課題

7-3 全体構想の策定

本市総合計画に掲げられた将来都市像を実現するため、7-1～7-2の結果、別紙1「都市計画マスタープラン改定方針」、別紙2「関連計画一覧」、及び「都市計画マスタープラン改定方針 詳細版（※現状と課題の分析、市民アンケート結果を含む）」（『16 貸与資料と使用制限』に記載する別途貸与資料参照）を踏まえ、市全域における現状と課題を分野別に整理した上で、次に掲げる項目に沿って、次期マスタープランの全体構想をまとめること。

1) 将来都市構造の検討

(1) 都市づくりの目標の設定

- ① 市の示す将来都市像の考え方や市民ニーズを踏まえ、都市づくりの目標を分野ごとに提案すること。
- ② 各目標に対応した将来イメージをイラストにより示すこと。

(2) 拠点の設定

- ① 本市の現状や地域特性等を踏まえた拠点の分類・定義を行うこと。
- ② 各拠点の機能や役割を明確にし、拠点ごとに将来像・将来展望を整理すること。
- ③ 地区別人口推計や基盤整備などの将来動向等に基づいた、適切な拠点の配置を行うこと。

(3) 軸の設定

- ① 本市の現状や地域特性等を踏まえた軸の分類・定義を行うこと。
- ② 各軸の機能や役割を明確にし、軸ごとに将来像・将来展望を整理すること。

- ③ 具体的なインフラの現状と将来計画とを整合させたうえで、将来都市構造に必要な軸の配置を行うこと。特に、現状、本市にとって重要な軸及び今後、重点的に整備や拡充を図っていく必要なる軸を整理すること。

(4) ゾーンの設定

- ① 本市の現状や地域特性等及び拠点や軸の配置を踏まえ、土地利用の基本的な方向性を示すゾーンの分類・定義を行うこと。
- ② 各ゾーンの機能や役割を明確にし、ゾーンごとに将来像・将来展望を整理すること
- ③ 現状の区域区分、地域地区、地区別人口推計や基盤整備などの将来動向等に基づいた、適切なゾーンの設定を行うこと。なお、ゾーンの範囲については、可能な限り明確にすること。(例 駅から0km 圏内、地域地区、町丁等)

2) 将来都市構造図の作成

(1) 将来都市構造図の作成

以上の事項をまとめ都市構造図を作成すること。

(2) 将来都市構造図の検証

作成した将来都市構造図について、次に掲げるマップ等と比較し、将来都市構造が適切に描けているか検証すること。

- ① ハザードマップ（地震・水害・土砂災害）
- ② 人口密度・高齢化率の分布

3) まちづくりの整備方針の検討

(1) 整備方針

次に掲げる分野について、将来都市構造を実現するための整備方針をまとめること。

なお、整備方針ごとに、基本的な考え方、都市計画の方針・方向性、これに基づく規制、誘導、整備等の具体的な手法を整理すること。

また、整理に当たっては、基本的に、将来都市構造の拠点、軸、ゾーンに対応したまとめ方を行うこと。

- ① 土地利用・市街地整備
- ② 水と緑
- ③ 景観
- ④ 防災
- ⑤ 環境
- ⑥ 道路・交通

(2) 整備方針以外の対応方針の検討

整備方針に基づく都市計画を補完するものとして、下位計画（景観基本計画、住生活基本計画等）やソフト事業等に対応すべき事項とその方向性について、まとめること。

4) まちづくりの整備方針ごとの方針図の作成

整備方針ごとに、その内容をまとめて可視化した方針図を作成すること。

5) 広域的な計画・動向の整理と調整

国、県及び近隣市の都市計画関係について、その動向を整理するとともに、それらの計画と齟齬が生じないように、留意すべき事項についてまとめること。

7-4 地域別構想の策定

7-1～7-3の結果、別紙1「都市計画マスタープラン改定方針」、別紙2「関連計画一覧」、及び「都市計画マスタープラン改定方針 詳細版（※現状と課題の分析、市民アンケート結果を含む）」（『16 貸与資料と使用制限』に記載する別途貸与資料参照）を踏まえ、地域における現状と課題を分野別に整理した上で、次に掲げる項目に沿って、次期マスタープランの地域別構想をまとめること。

1) 地域の将来像の検討

それぞれの地域が目指すべき将来像を検討すること。

2) 地域の将来都市構造及び都市構造図の検討

全体構想の都市構造図を地域別に拡大し、拠点・軸・ゾーンを詳細に図示すること。

3) 地域のまちづくりの整備方針の検討

次に掲げる事項について、7-3 3) に準じ、整理すること。

(1) 地域別の整備方針

(2) 地域別の整備方針以外の対応方針の検討

4) まちづくりの整備方針ごとの方針図の作成

整備方針ごとに、その内容をまとめて可視化した方針図を作成すること。

7-5 実現化方策の検討

実現化の方策を検討し、その内容をまとめること。

方策の内容に対応したイメージをイラストにより示すこと。

7-6 都市計画マスタープラン(案)の策定

1) 素案（計画書、概要版）の作成

都市計画マスタープラン素案（計画書、概要版）を作成すること。

2) 計画案（計画書、概要版）の作成

都市計画マスタープラン計画案（計画書、概要版）を作成すること。

7-7 市民参加機会の運営

1) オープンハウスの運営支援

市民から意見聴取する方法として、オープンハウス（パネルなどを展示し、来訪した市民等が自由に見学し、そこで出た質問に職員が直接答える方法）を実施するため、下記の運営支援を行うこと。

(1) 展示用資料（マスタープラン骨子）の作成

7-1 から 7-4 までの内容を元にして、展示パネル用の資料を作成すること。

なお、資料には、来場者アンケート（設問数は 5 問程度想定）の内容も含むこと。

・展示パネルの作成（B 1 サイズ・20 枚程度）

(2) オープンハウスの現地対応

① 開催日数・開催時間（予定）

・開催日数：令和 6 (2024) 年度及び令和 7 (2025) 年度で計 11 日程度

・開催時間：10～16 時（準備・後片付けはこの前後 1 時間程度とする）

② 開催場所（予定）

・市内の代表的な庁舎施設、公民館等

・乗降客の多い駅（本八幡駅、市川駅、行徳駅）や道の駅等

③ 現地対応支援内容

・オープンハウスへの参加（配置人数：2 名程度）

・設営、会場誘導、来場者アンケート回収等（展示内容説明を除く）の現地対応支援

(3) 結果のとりまとめ

来場者アンケートを集計の上、オープンハウス報告書を作成すること。

2) 住民説明会の運営支援

市民から意見聴取する方法として、住民説明会を実施するため、下記の運営支援を行うこと。

(1) 住民説明会の資料作成（PowerPoint 形式、動画形式）

(2) 住民説明会の現地対応

① 開催回数（予定）

・開催回数：令和 7 (2025) 年度に計 3 回程度

② 開催場所（予定）

・市内の代表的な庁舎施設、公民館等

③ 現地対応支援内容

・住民説明会への参加（配置人数：2 名程度）

- ・設営、会場誘導、記録等（資料説明を除く）の現地対応支援
- (3) 住民意見及び結果の取りまとめ
- ・各回の議事録を作成の上、住民説明会報告書を作成すること。

3) パブリックコメントの対応

市民から意見聴取する方法として、パブリックコメントを実施するため、下記の運営支援を行うこと。

(1) 閲覧資料の印刷

- ・開催回数：骨子案及び計画案の段階で計2回
- ・印刷部数：5部程度/回

7-8 策定支援業務の実施

1) 庁外検討組織の運営支援

受託者は、マスタープランを審議・検討するため委託者が設置する「庁外検討組織」の運営支援として、次に掲げる業務を行うものとする。

※庁外検討組織への出席は業務に含まない。開催時期等については、別紙3「全体スケジュール」を参照すること。

(1) 都市計画審議会資料の作成

都市計画審議会に配布する会議資料を作成すること。

- ・開催回数：令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度で計3回程度
- ① 提出期限：会議開催日の概ね20日前に提出のこと
- ② 提出部数：紙資料(30部程度)及び電子データ一式を提出のこと

(2) (仮称) アドバイザー会議の運営支援

学識経験者等から助言を得るために開催する(仮称)アドバイザー会議に配布する資料の作成及び委員報酬の支払いを行うこと。

- ・委員数：6名程度
- ・開催回数：令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度で計4回程度
- ① 提出期限：会議開催日の概ね10日前に提出のこと
- ② 提出部数：紙資料(10部程度)及び電子データ一式を提出のこと
- ③ 報酬額は、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例、別表第2に掲げる一般的な日額(9,100円/回)を適用すること

2) 庁内検討組織の運営支援

受託者は、マスタープランを審議・検討するため委託者が設置する「庁内検討組織」(以下「庁内委員会」という。)の運営支援として、次に掲げる業務を行うものとする。

※庁内委員会への出席は業務に含まない。開催時期等については、別紙3「全体スケジュール」

ル」を参照すること。

(1) 庁内委員会資料の作成

庁内委員会で配布する会議資料を作成すること。

・開催回数：令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度で計9回程度

① 提出期限：会議開催日の概ね10日前に提出のこと

② 提出部数：紙資料(30部程度)、電子データ一式を提出のこと

7-9 業務報告書の作成

受託者は、各年度の終期に当該年度の業務報告書を作成、提出するものとする。

報告書にまとめる内容は、各年度に行った業務の内容、打合せ資料及び打合せ記録、庁外庁内会議資料、電子媒体(DVD-R等)とする。

7-10 打合せ協議

本業務を実施するに当たり、受託者は、委託者の要請により相談・支援を行うとともに、検討や意見交換のため会議や打ち合わせへの出席に応じるものとする。

※打合せへの出席、打合せ資料の作成、印刷は業務には含む。

・開催回数：令和6(2024)年度及び令和7(2025)年度で計10回程度

8 成果品

1) 提出様式等

受託者は、当該業務委託を完成させた成果として、次の成果品を下記の提出時期に提出するものとする。なお、最終的にすべての成果物を保存した電子媒体（DVD-R等）についても各年度の業務報告書にて併せて提出のこと。

成果品	提出時期		印刷色	作成部数	電子データ
	R 6 年度 (2024)	R 7 年度 (2025)			
① 都市計画マスタープラン		○年度末	カラー	—	○
② 都市計画マスタープラン（概要版）		○年度末	カラー	—	○
③ 都市構造調査業務報告書 ・基礎データの整備 ・都市構造評価	○完了時		カラー	2部	○
④ オープンハウス報告書 ・閲覧用資料（展示パネル内容等） ・日報、実施写真、業務報告 ・アンケート資料、集計資料	※閲覧用資料、実施分の日報は、業務報告書に記載する	○完了時	カラー	2部	○
⑤ 住民説明会報告書 ・住民説明会資料 ・日報、実施写真、業務報告 ・議事録、住民意見及び結果まとめ		○完了時	カラー	2部	○
⑥ 業務報告書 ・各年度の業務のまとめ ・打合せ資料及び打合せ記録 ・庁外、庁内会議資料 （※作成部数がわかる写真含む） ・電子媒体（DVD-R等）	○年度末	○年度末	カラー	2部	○

9 成果品に係る著作権等

1) 成果物に係る著作権の譲渡

成果品に係る著作権法（昭和45(1970)年法律第48号）第21条から第28条に規定する著作者の権利のうち受託者に帰属するものは、成果物の引き渡し時に委託者に譲渡するものとする。

2) 著作者人格権の制限

(1) 受託者は、委託者に対し、次に掲げる①～④の行為をすることを許諾する。

- ① 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表すること。
- ② 成果物又は著作権に係る成果物等の内容を維持、運営、管理、広報等のため必要な範囲内で複製し、又は改変すること。
- ③ 著作権に係る成果物等を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- ④ 成果物又は著作権に係る成果物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。

- (2) 受託者は、あらかじめ委託者の承諾又は合意を得ることなく成果物又は著作権に係る成果物等の内容を公表してはならない。
 - (3) 受託者は、委託者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- 3) 第三者の著作権等の侵害の防止等
- (1) 受託者は、受託者が委託者に引き渡した成果物の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを保証するものとする。第三者の有する著作権等を侵害した場合は、受託者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

10 監督職員

- 1) 委託者は、当該業務等における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。
- 2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾及び協議等の職務を行うものとする。

11 技術者の適正な配置等

- 1) 受託者は、当該業務等における管理技術者を定め、委託者に通知するものとする。
- 2) 管理技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、当該業務等の履行に当たり、技術士（建設部門（都市及び地方計画）、または、総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画））の資格を有する者でなければならない。また、過去10年以内に人口20万人以上の市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村都市計画マスタープラン）の策定又は改訂業務や、立地適正化計画策定業務（策定に係る基礎調査業務含む）を完了した実績を有する者でなければならない。
- 3) 主担当技術者は、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、当該業務等の履行に当たり、技術士（建設部門（都市及び地方計画）、または、総合技術監理部門（建設—都市及び地方計画））の資格を有する者でなければならない。
- 4) 管理技術者は、その受託した業務の適正な作業を確保するため、当該業務に技術者を適正に配置し、受託業務の技術上の管理を行わなければならない。

12 業務の進め方

- 1) 受託者は、本業務に先立ち速やかに委託業務着手届を提出すること。また、契約締結後15日以内に別紙3「全体スケジュール」に沿って下記に示す内容を記載した業務実施計画書（※2ヵ年度分）を提出し、委託者に承認を受けるものとする。また、これを変更する場合も同様とする。
 - ① 業務概要

- ② 業務内容
 - ③ 業務工程（※2ヵ年度分）
 - ④ 業務責任者通知書（市様式）及び経歴書
 - ⑤ 担当技術者選任届及び経歴書
 - ⑥ 業務従事者名簿
 - ⑦ 連絡体制（緊急時を含む）
 - ⑧ その他当該業務に必要と認める事項
- 2) 監督職員は、提出された業務実施計画書を検討し、修正の必要を認めた場合には、管理技術者と協議のうえ修正させることができるものとする。
 - 3) 受託者は、業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度、監督職員に業務変更計画書を提出しなければならない。
 - 3) 委託者は、受託者が業務を進めるに当たって必要な情報が得られるようが、行政の関係部局と調整を図るものとする。
 - 4) 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
 - 5) 連絡は積極的に E メール等を活用し、E メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成する。
 - 6) 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。

13 再委託

- 1) 受託者は、その受託した業務を一括して他人に行わせてはならない。
- 2) 受託者は、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合に限り、当該業務の一部を再委託することができる。この場合において、受託者は、不必要な再委託を行ってはならない。
- 3) 受託者は再委託に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たされなければならない。
 - (1) 受託者が業務の作業につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
 - (2) 協力者が市川市の入札参加業者適格者名簿に登録された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
 - (3) 協力者は、再委託する業務の履行能力を有すること。

14 「登録のための確認のお願い」の作成

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務については、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信

し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

15 法令等の遵守

- 1) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、業務に当たりの資料及び成果物は、全て委託者に帰属するものとし、委託者の許可なくして公表、貸与、複写及び他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- 2) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害してはならない。契約終了後も同様とする。
- 3) 受託者は、業務の履行に当たっては、契約書及び本仕様書の他、次に掲げる関係法令を遵守しなければならない。
 - (1) 都市計画法(昭和43(1968)年法律第100号)及び同施行令・施行規則
 - (2) 都市計画運用指針（第12版）
 - (3) その他関係法令・規則・通達等

16 貸与資料と使用制限

本業務の実施に当たり、委託者は受託者に次の資料を貸与するものとする。受託者は、資料の受け渡し時に借用書を提出するものとする。

貸与資料は、き損又は滅失しないよう丁寧に扱うこととし、本業務終了後速やかに委託者に返却するものとする。

- 1) 都市計画基本図DMデータ
- 2) 都市計画基礎調査データ（H28(2016)年度、R3(2022)年度）
- 3) 建築物動態調査データ（H16(2004)～R5(2023)年度）
- 4) 平成28(2016)年度都市構造調査業務委託成果品データ
- 5) 都市計画マスタープラン改定方針 詳細版
（※現状と課題の分析、市民アンケート結果を含む）
- 6) その他

本業務で活用される貸与資料は、本業務の関係者以外に情報が漏れることのないよう、取扱いと保管に留意し、本業務の目的以外に使用しないこと。

貸与資料は、本業務終了後速やかに委託者に返却するものとする。

17 完了検査・成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、成果品について委託者の検査を受けなければならない。

委託者は、成果品の検査の結果、仕様書又は協議にて決定・変更した事項（打合せ記録簿に記載する）等との相違があると認めた場合は、期日を定めて受託者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受託者の負担とする。

18 その他

- 1) 委託者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- 2) 受託者は、業務履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- 3) 受託者は、この業務履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- 4) 受託者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- 5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- 6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項への対応については、委託者と受託者との都度協議の上、決定するものとする。

19 添付資料

- 別紙1 都市計画マスタープラン改定方針
- 別紙2 関連計画一覧
- 別紙3 全体スケジュール

基本方針

(1).上位計画等と整合を図る。

- ◎将来都市像について、「市川市総合計画」と共有する。
- ◎関連諸計画との整合性に留意する。

(2).現行計画の基本的な構成は、継承する。

- ◎章立て（全体構想→地域別構想→推進方策）、地域区分については、今後の検討において支障がない限り同様とする。

(3).社会情勢の変化等を踏まえた「見直しの視点」や「市民アンケートの結果」をもとに修正事項の検討を行う。

【見直しの視点】

- | | | |
|-------------------------------|----------------------------|--------------------|
| ① 少子高齢化の進展・将来的な人口減少を踏まえたまちづくり | ② 産業構造の変化・新たなニーズを踏まえたまちづくり | ③ 老朽化の進む社会インフラへの対応 |
| ④ 頻発・激甚化する災害に対応した安全なまちづくり | ⑤ カーボンニュートラルの実現 | ⑥ GX・グリーンインフラの活用 |
| ⑦ デジタル技術の活用(DX) | ⑧ 公民連携の推進 | |

【市民アンケートの結果】

- | | | |
|--|---|--|
| I. 歩行者の安全
(不満1位 回答率66.7%) | II. 建物や設備、標識など、高齢者や障がい者、子育て世帯への優しさ
(不満2位 回答率45.9%) | III. 地震や火災、水害などに弱い建物・インフラへの対策
(必要1位 回答率53.0%) |
| IV. 狭い道路、住宅の密集をなくすなど、住環境の改善
(必要2位 回答率36.8%) | V. 子育て環境の充実
(必要3位 回答率35.3%) | VI. 歩行者と自転車の通行空間の分離
(必要4位 回答率34.1%) |

(4).計画書としての分かりやすさ、親しみやすさに配慮する。

- ◎市民にとって親しみやすく、伝わりやすい表記
(図表やイラストの活用、カラーユニバーサルデザイン、ボリューム)

分野別、見直しの方向性

土地利用・市街地整備

- ① 都市・地域拠点の魅力向上と賑わい創出 (←視点①・②・③・④・⑧)
- ② 多様なニーズへの対応 (←視点①・②・④・⑤/⑥・⑦) (市民Ⅱ・Ⅲ・Ⅴ)
(バリアフリー化、防災性向上、子育て環境充実、環境性能向上等)
- ③ 一部市街化調整区域における計画的な土地利用 (←視点②)

水と緑

- ① 既存公園の魅力向上 (適切な維持管理や再整備、公民連携)
(←視点①・③・④・⑧) (市民Ⅱ・Ⅴ)
- ② 都市緑化の推進 (←視点④・⑤/⑥)
- ③ 都市農地の保全、風致地区の環境維持に係る取組強化
(←視点①・④・⑤/⑥・⑧)
- ④ 水辺を活用したまちづくり (←視点②・③)

景観

- ① 公共空間（公共施設、駅周辺...）における質の高い景観形成 (←視点③)
- ② 公民連携による景観形成の取組 (←視点③)

防災

- ① 防災・減災対策の強化 (←視点③・④・⑤/⑥) (市民Ⅲ)
- ② 迅速な回復に向けた取組の強化 (←視点③・④) (市民Ⅲ)
- ③ 新たな感染症や安全保障の観点の追加 (←視点②・④)

環境

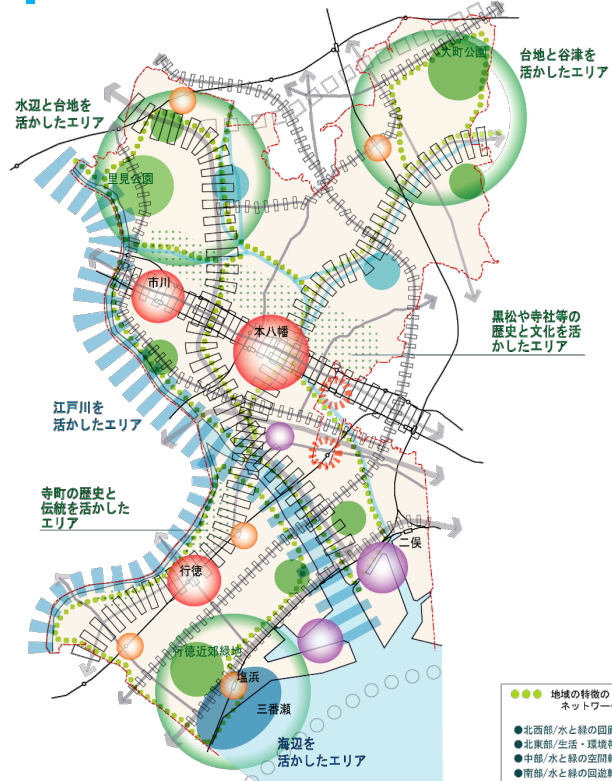
- ① 温室効果ガスの排出削減 (←視点④・⑤/⑥)
- ② 再生可能エネルギーの活用促進 (←視点④・⑤/⑥)
- ③ 二酸化炭素吸収源対策の推進 (←視点④・⑤/⑥)
- ④ エネルギーの地産地消 (←視点④・⑤/⑥・⑧)

交通

- ① 居心地の良い道路空間の創出 (←視点①・②・③) (市民Ⅰ・Ⅳ・Ⅵ)
- ② (マイカーに依存しない) 交通利便性の向上 (交通弱者対策) (←視点①・⑤/⑥・⑦)
- ③ 道路交通の脱炭素化 (←視点④・⑤/⑥)
- ④ (災害等から) 人と暮らしを守る道路整備 (←視点②・③・④) (市民Ⅲ・Ⅳ)

1 全体構想 将来都市像：ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ

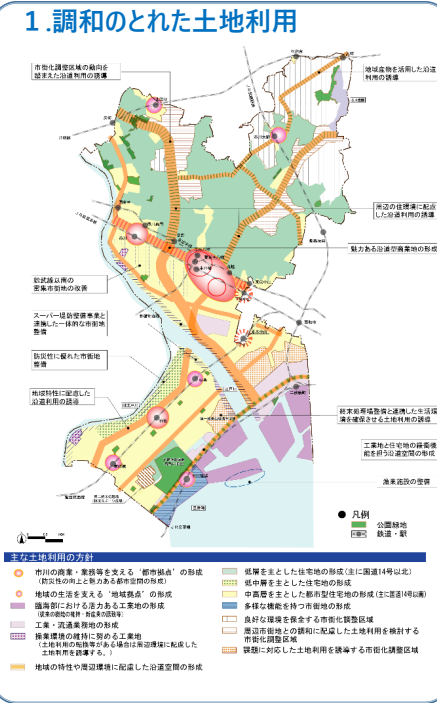
将来都市構造図



- 都市拠点 : 本八幡、市川、行徳 ●地域拠点 : 大野、北国分、妙典、南行徳、塩浜
- 工業・流通拠点 : 田尻、高谷新町、塩浜 ●水辺の拠点 : 大柏川調節池、国分川調節池
- 緑の拠点 : 大町、柏井、国分・国府台、原木、下妙典(コミン)、行徳(近郊緑地)
- 海辺の拠点 : 塩浜(三番瀬)

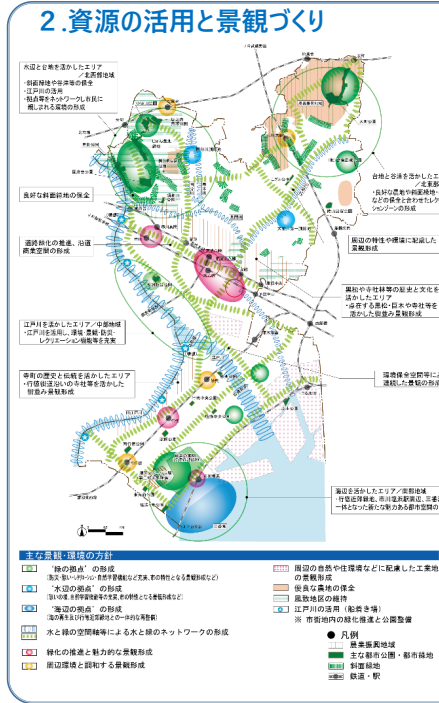
街づくりの整備方針

都市全体に関する整備の方針であるとともに、都市計画における基本的な指針として、今後、水や緑、交通、防災、再開発、景観などの部門別計画に反映されるもの



3.安心して暮らせる環境づくり

- 災害に強い安全なまちの形成
 - 建築物やライフラン等の耐震・不燃化の促進
 - 下水道や雨水排水施設等の整備
 - 災害時・緊急時に備えた地域コミュニティの確立・ネットワークづくり ほか



- 誰もが生き生きと暮らし、活動できるまちの形成
 - 街路灯、防犯灯の整備などによる防犯まちづくり
 - コミュニティバス等の導入
 - 歩道などの安全な歩行者空間の確保 ほか



- 環境と共生する、持続可能なまちづくり
 - ごみ処理施設における資源活用に向けた総合的な施設計画の検討
 - 屋上緑化や壁面緑化の推進
 - 生物の生息や生育環境の保全 ほか

2 地域別構想

【北東部 (大町～本八幡)】

- ①地域資源の活用
 - ・高野八幡宮・法華経寺等を活かした歴史・文化の拠点形成 他
- ②魅力ある景観の形成
 - ・本八幡駅周辺の賑わいある景観、農環境と調和する街並み 他
- ③快適・活力のある住環境の整備
 - ・商業・住宅・農地が共生する土地利用、調整区域の開発抑制 他
- ④安全で安心な住環境の形成
 - ・広域避難場所等の充実、大柏川第一調節池と下水道の整備 他
- ⑤暮らしを支える交通環境の形成
 - ・国道14号、(都)3・4・18号、木下街道 他

【北西部 (北国分～市川)】

- ①地域資源の活用
 - ・風致地区・生産緑地の維持、国府台周辺の自然環境の保全 他
- ②魅力ある景観の形成
 - ・市川駅周辺の賑わいある景観、緑地を活かした景観形成 他
- ③快適・活力のある住環境の整備
 - ・商業・住宅・教育施設が共生する土地利用、調整区域の土地利用 他
- ④安全で安心な住環境の形成
 - ・市川駅北部の市街地の防災機能の向上 他
- ⑤暮らしを支える交通環境の形成
 - ・外環道路、国道14号、市川松戸線、(都)3・5・28号等の整備 他

【中部 (総武線沿線～二俣)】

- ①地域資源の活用
 - ・江戸川や海を楽しく水辺空間の整備 他
- ②魅力ある景観の形成
 - ・本八幡南側・市川周辺の賑わいと魅力に溢れた景観づくり 他
- ③快適・活力のある住環境の整備
 - ・中高層の一般住宅地の形成、市街地再開発事業の推進 他
- ④安全で安心な住環境の形成
 - ・江戸川スーパー堤防等による治水安全性の向上 他
- ⑤暮らしを支える交通環境の形成
 - ・外環道路、産業道路、(都)3・4・13号等の整備 他

【南部 (妙典～南行徳)】

- ①地域資源の活用
 - ・三番瀬、江戸川等、水辺を活かした環境づくり 他
- ②魅力ある景観の形成
 - ・行徳街道等、歴史の趣を活かしたまち並みづくり 他
- ③快適・活力のある住環境の整備
 - ・塩浜駅周辺地区の高度利用・拠点形成 他
- ④安全で安心な住環境の形成
 - ・旧市街地などの密集市街地の防災性の向上 他
- ⑤暮らしを支える交通環境の形成
 - ・架橋 (妙典架橋、行徳橋) の整備促進 他

3 まちづくりの推進方策

協働による街づくり

- 市 民：地域住民間で連携を図り、住民主体の活動を進めるとともに、自らできることを積極的に行う
- 事業者：地域住民や行政と連携・協力するとともに、社会的な役割や専門的な知識を活用して美しい街並みづくりなどの活動を行う
- 行 政：まちの状況や情報の共有と相互理解を深めるため、市民参加の機会づくりを推進し、市民が主役の街づくり体制を整える

① 市内状況の変化 (現行計画策定後の各分野における主な取組 1)

A. 土地利用、市街地整備

現行計画に記載された課題

- 【住宅地】1. 良好な住環境の形成 【商業地】 2. 商業地の活性化
 【工業地】3. 産業の活性化・構造変化に対応した新たな展開 4. 住工混在の解消
 【農業・水産業】5. 農業環境、漁業環境の維持
 【市街化調整区域】6. 適切な土地利用の誘導

現行計画に記載された整備方針

ここ20年の主な取組と成果

【まちづくりを支える拠点や軸の形成】

1	・都市拠点、地域拠点、工業、流通拠点の形成	>市街地再開発事業の実施 (市川駅南口地区 (H13-20) →①、 本八幡A地区 (H19-28) →②)
2	・都市空間軸の形成	>土地区画整理事業の実施 (原木西浜地区 (H13-20)、 市川塩浜第1期 (H29-31) →③)

【いつまでも住み続けられる住環境の形成】

3	・地域特性を活かした住宅地の形成	>地区計画の決定 : 11箇所 (H15) →18箇所 (R4) >景観協定の締結 : 0箇所 (H15) →9箇所 (R4) >江戸川第一終末処理場 (第一系列)の整備 (R2)
4	・快適で健康に暮らせる住環境づくり	>下水道の整備 (下水道処理人口普及率 : 62.0%(H15)→77.5%(R4)) >既存住宅のリフォーム支援による住宅の バリアフリー化、省エネ化等推進 (H25 ~あんしん住宅助成制度)

【まちの課題や変化に対応した、新たな魅力の創出】

5	・密集市街地の改善、住工混在の課題対応	>市街地再開発事業の実施 (市川駅南口地区 (H13-20)、 本八幡A地区 (H19-28))
6	・大規模プロジェクトとの連携	>地域コミュニティゾーン整備事業 (R3 ~) >小塚山公園の拡充整備 (R3)
7	・市街化調整区域の土地利用	>市街化調整区域の土地利用方針の策定 (H29) >北方町地区地区計画の決定 (H29)

B. 水と緑

現行計画に記載された課題

- 【公園・緑地等】
 1. 自然が感じられる環境の保全、憩いの場としての活用
 2. 災害時における避難場所や日常生活における憩いの場となる公園の確保

現行計画に記載された整備方針

ここ20年の主な取組と成果

【良好な自然環境の保全と活用】

1	・継承されてきた緑の維持・保全	>生産緑地地区面積の減少 : 約111ha(H15)→約85ha (R4) >巨樹・巨木の保全 (協定本数) : 189本 (H26)⇒170本(R4) (※減少)
2	・河川や海辺の保全と活用	>大柏川上流部の多自然型護岸整備率 : 54.9%(H15)⇒100% (R4) >市川市塩浜護岸改修事業 (塩浜1丁目: H26、塩浜2丁目: R3) >水辺のまちづくり事業 (R4~) →④
3	・緑や水辺の拠点と公園づくり	>都市公園の箇所数 : 355箇所 (H15) ⇒423箇所 (R4) >都市公園の面積 : 126.08ha (H15) ⇒179.74ha (R4) >大洲防災公園の開園 (H16) >広尾防災公園の開園 (H22) >小塚山公園の拡充整備 (R3) >びあば〜く妙典の開園 (R4) →⑤ >大柏川第一調節池緑地の開園(H19) →⑥ >国分川調節池緑地の開園(H30)

【市民・事業者と行政の協働による資源の保全や景観形成等の取組み】

4	・緑の保全	>緑地協定の締結 : 12箇所(H25)⇒9箇所(R4) (※減少) >景観協定の締結 : 0箇所(H15)⇒9箇所 (R4)
5	・緑と花のあふれるまちづくり	>オープンガーデンの実施 (H23~) >ガーデニングボランティア活動 (H25~) >ガーデニングアダプト事業 (H24~)

C. 景観

現行計画に記載された課題

- 【まちの景観と資源】
 1. 自然や歴史・文化的資源を活かした個性ある魅力的な景観づくり
 2. 市街地の良好な景観形成

現行計画に記載された整備方針

ここ20年の主な取組と成果

【歴史的・文化的資源の活用と都市空間の形成】

1	・歴史や文化を活かした景観整備	>市川市景観条例、景観計画の策定 (H18) >景観法の届出制度による地域特性を活かした景観誘導 (H18~) >中山参道景観重点地区の指定 (R2) >景観協定の締結 : 0箇所 (H15) ⇒9箇所 (R4) →⑦ >中山参道修景事業 (~H28) →⑧ >行徳寺町通りの無電柱化→⑨ >行徳地区誘導サイン設置(R1~2) >緑化助成制度の実施 (生垣助成、花壇設置助成、駐車場緑化助成等)
2	・拠点と軸の景観整備	

【市民・事業者と行政の協働による資源の保全や景観形成等の取組み】

3	・歴史的・文化的資源の保全	>中山まちづくり協議会の設立、連携 (H15~) >行徳まちづくり協議会の設立、連携 (H29~) >行徳ふれあい伝承館開館(H30) >景観協定の締結 : 0箇所 (H15) ⇒9箇所 (R4) >市川市景観賞の実施 (H19~) >「いちかわ景観100選」の選定 (H18、H26) >「市景互版」の作成・配布 (H27~) >「街回遊展」の開催 累計4回 (H13) ⇒累計19回 (H28)
4	・良好な景観の維持と創出	



① 市内状況の変化 (現行計画策定後の各分野における主な取組 2)

D. 防災

現行計画に記載された課題

- 【防災】** 1. 安全な市街地の形成
 2. 市民・事業者と関係機関が連携した防災対策の推進
【河川】 3. 局地的な大雨に備えた、河川整備と市街地内の適切な浸水対策
 4. 可動堰の改修やスーパー堤防事業による安全性の確保
【下水道】 5. 下水道施設の効率のかつ計画的な整備

現行計画に記載された整備方針

ここ20年の主な取組と成果

【災害に強い安全なまちの形成】

1	・市街地の防災性の向上	>市街地再開発事業の実施 (市川駅南口地区 (H13-20)、 本八幡A地区 (H19-28)) >大洲防災公園の開園 (H16) >広尾防災公園の開園 (H22) →① >市川市無電柱化推進計画の策定 (R4) >耐震性を有しない下水道管路の地震対策率：0%(H15)→89%(R4) >住宅の耐震化率 : 約85% (H20) →約95% (R3) >市所有特定建築物の耐震化率 : 62% (H20) →100% (H25) >急傾斜地崩壊対策事業の実施
2	・治水対策等の推進	>スーパー堤防整備箇所数 : 1箇所(H15)→5箇所(R4) >市川市塩浜護岸改修事業 (塩浜1丁目: H26、塩浜2丁目: R3) →② >大柏川上流部の河道改修率 (市施工区間 : 54.9%(H15)→100%(R4) >大和田ポンプ場の供用開始 (H29) →③ >市川南、田尻・高谷排水区の雨水渠整備
3	・防災体制の充実	>情報発信媒体の拡充 >市川市震災復興マニュアルの策定 (R1) >市川市国土強靱化地域計画の策定 (R3) >災害時支援協定締結事業者 市町村: 3協定 (H15) ⇒ 18協定(R4) 民間企業等: 23協定 (H15) ⇒ 187協定(R4)

E. 環境

現行計画に記載された課題

- 【住環境】** 1. 良好な住環境の形成
【環境】 2. 資源循環型社会づくりの取組
【下水道】 3. 水循環の観点による処理水の再利用
【その他の都市施設】 4. リサイクルや省エネルギーに対応した施設整備

現行計画に記載された整備方針

ここ20年の主な取組と成果

【誰もが生き生きと暮らし、活動できるまちの形成】

1	・安心できる安全な生活環境	>青色防犯パトロールの実施 (H17~) >街頭防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例の制定 (H16)、防犯カメラの設置 (H17~)
2	・活動しやすい生活環境	>まごころ道路の整備 : 2箇所 (H22) →26箇所 (R4) >コミュニティバスの本格運行 (H22~) >低床バスの導入

【環境と共生する、持続可能なまちづくり】

3	・資源とエネルギーの有効活用	>省エネ・創エネ設備設置費等補助金交付事業の実施 (R3~) >スマートハウス関連設備導入費補助金交付事業の実施<太陽光発電設備> (H12~) >太陽光発電システム設備 (10kW未満)の設置容量 : 10,453kW (H25) →22,740kW (R4) >余熱利用施設 (クリーンスパ) のオープン (H19) →④
4	・環境負荷の低減	>既存住宅のリフォーム支援による住宅の省エネ化等推進 (H25~) >電気自動車等導入費補助金交付事業の実施 (R3~) >公用車の次世代自動車への転換に向けた実証実験と供用化 (R2~) →⑤ >屋上緑化助成制度の実施 (H13~) >大柏川浄化施設の整備 (H17)
5	・環境学習の推進	>いちかわ環境フェアの開催 (H5~) →⑥

F. 交通

現行計画に記載された課題

- 【公共交通】** 1. 鉄道駅を中心とした利便性や連絡性の向上
 2. バス利用の促進
【道路】 3. 渋滞発生への対応 4. 交通障害への対応
 5. 生活道路への自動車進入対策
【自転車・自動車駐車場】 6. 安全な通行の確保

現行計画に記載された整備方針

ここ20年の主な取組と成果

【交通拠点における機能の向上】

1	・利用のしやすさと快適性の確保	>鉄道駅のユニバーサルデザイン化 : エレベーターの設置: 2駅 (H16) → 8駅 (R4) >市営自転車等駐車場の整備 : 36,870台 (H18) →30,146台 (R4) (※減少) >放置自転車撤去台数 : 9,594台 (H22) →2,851台 (R4)
2	・公共交通機能の充実	>コミュニティバスの本格運行 (H22~) →⑦

【地域や拠点を結び、市民生活や交流を支える交通体系の形成】

3	・骨格道路と地域を繋ぐ道路の整備	>都市計画道路の整備率 : 約42%(H15) →約60%(R4) >外環道路の整備 (H30開通) →⑧ >都市計画道路3・4・18号の整備 (京成線立体交差化含む)(H28) >都市計画道路3・4・12号の整備 (R2開通)
4	・円滑な交通を担う道路網整備	>妙典橋の整備 (H30開通) →⑨ >行徳橋の整備 (R1開通)
5	・広域的な連絡機能の強化	>北千葉道路 (市川・松戸) 約3.5kmの事業化 (R3) >新湾岸道路整備促進期成同盟会設立 (R5)

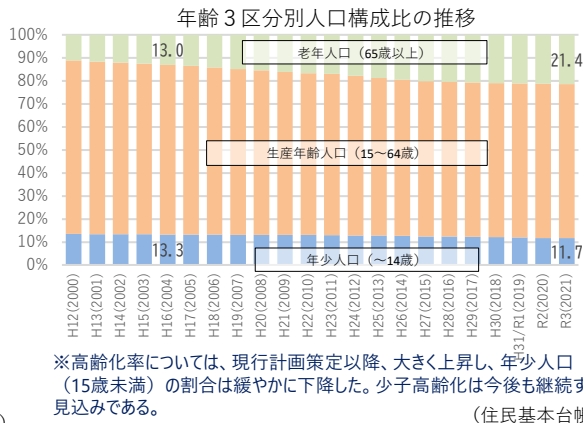
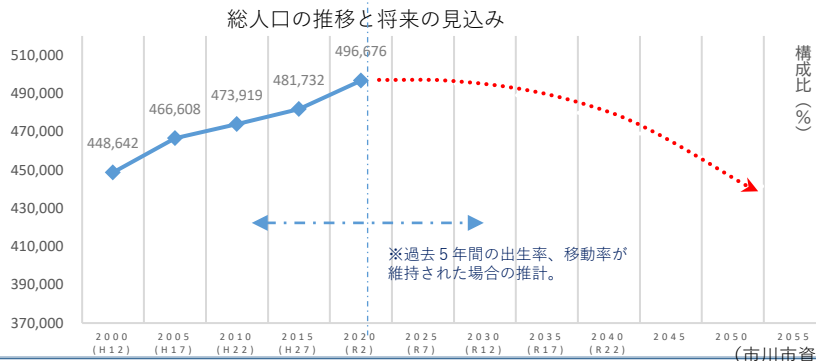
【人や環境に配慮した交通環境の形成】

6	・安全な歩行者空間の確保	>人にやさしい道づくり重点地区整備 : 1,371m(H15)→18,698m(R4) >自転車走行空間等整備 : 900m(H27)→17,810m(R4) >道路拡幅整備事業 (市道0233号) (R5)
7	・環境にやさしい交通体系の推進	>シェアサイクル導入(R4~) 設置箇所数: 39箇所 (R4) 最大駐輪可能台数: 279台 (R4)

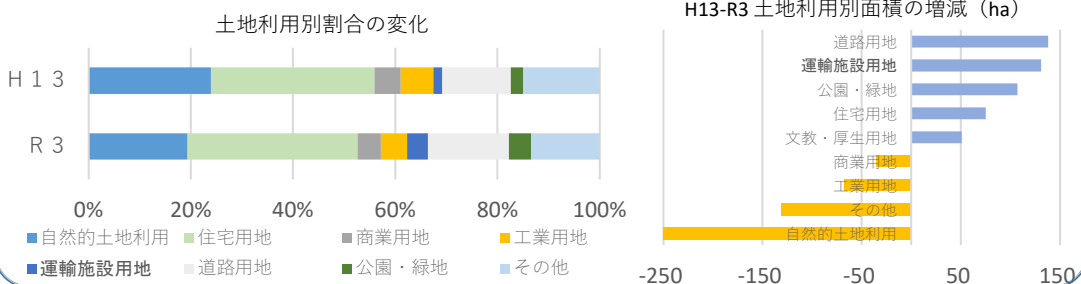


① 市内状況の変化 (人口、土地利用の動向など)

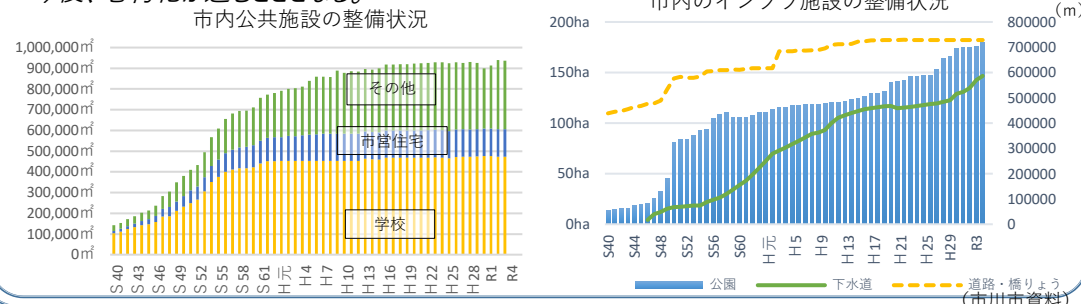
①【人口動向】これまでのまちづくりを背景に総人口は増加基調にあった。しかし、令和7年度頃をピークに減少傾向に転じる見込みである。



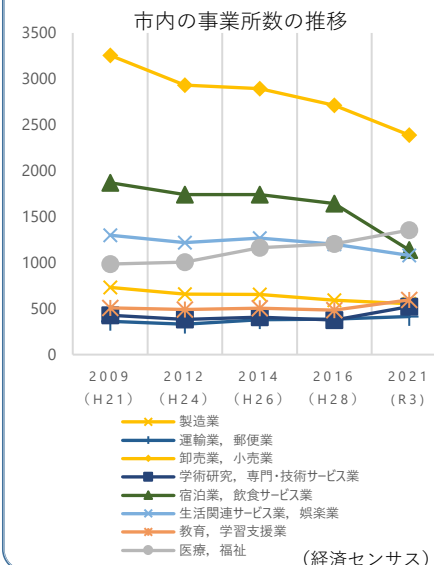
②【土地利用】都市施設の整備や新規開発等に伴い、道路、公園、住宅用地は増加した。一方で、自然的土地利用、商工業用地は減少した。



③ 昭和40年代後半から集中的に整備された公園、道路、橋梁、下水道といったインフラ施設は、今後、老朽化が進むこととなる。



②【産業動向】「卸売・小売」「飲食サービス」業が縮小、「医療・福祉」「運輸」業が拡大するなど、高齢化、E C普及等に伴い、産業構造に変化が見られる。



② 社会潮流

④ 全国的に自然災害が頻発・激甚化する中、災害への対策強化が求められている。



⑤・⑥ 自然環境が有する機能を活用し、持続可能な社会の実現を目指す「グリーンインフラ」に加え、環境保護、カーボンニュートラルと経済成長の両立を目指すG Xの考え方が広まりつつある。



⑦ IOT, AIといったデジタル技術を都市政策分野に取り込む「まちづくりDX」の検討が進む。



⑧ 厳しい財政状況や人口減少などに適切に対応しつつ、都市の魅力増進を実現していくため、Park-PFI、エリアマネジメント等公民連携がより重要となる。



※以下の視点に基づき、計画の修正事項について検討を進めていく。

計画の見直しに向けて

① 少子高齢化の進展・将来的な人口減少を踏まえたまちづくり

② 産業構造の変化・新たなニーズを踏まえたまちづくり

③ 老朽化の進む社会インフラへの対応

④ 頻発・激甚化する災害に対応した安全なまちづくり

⑤ カーボンニュートラルの実現
⑥ G X・グリーンインフラの活用

⑦ デジタル技術の活用 (DX)

⑧ 公民連携の推進

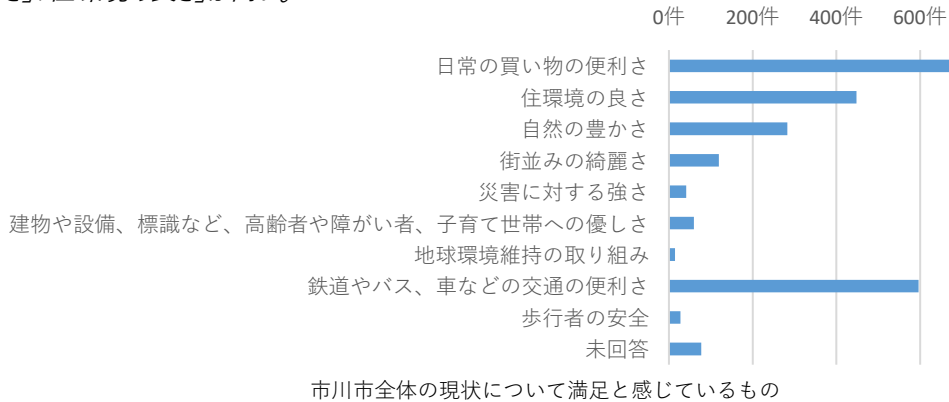
③ 市民アンケートの結果

【実施概要】

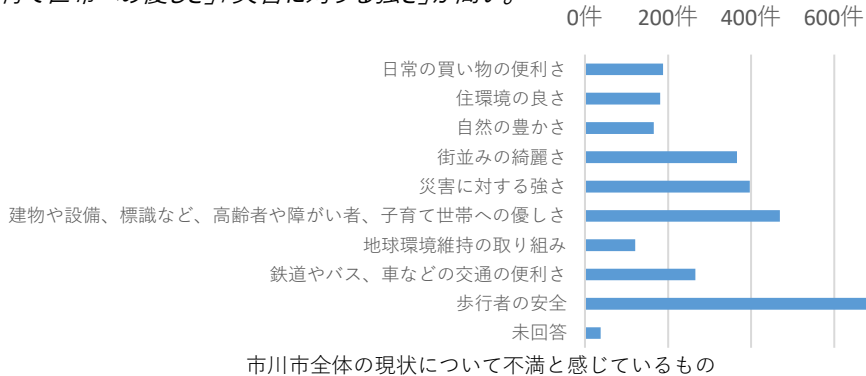
- ・実施期間：令和5年11月15日（水）～11月28日（火）の14日間
- ・調査方法：オンライン
- ・調査対象：市内在住者、通勤者、通学者
- ・回答数：1,023人

①【まちづくりに関する現状満足度】

・満足度は「日常の買い物の便利さ」が最も高く、次いで「鉄道やバス、車などの交通の便利さ」「住環境の良さ」が高い。



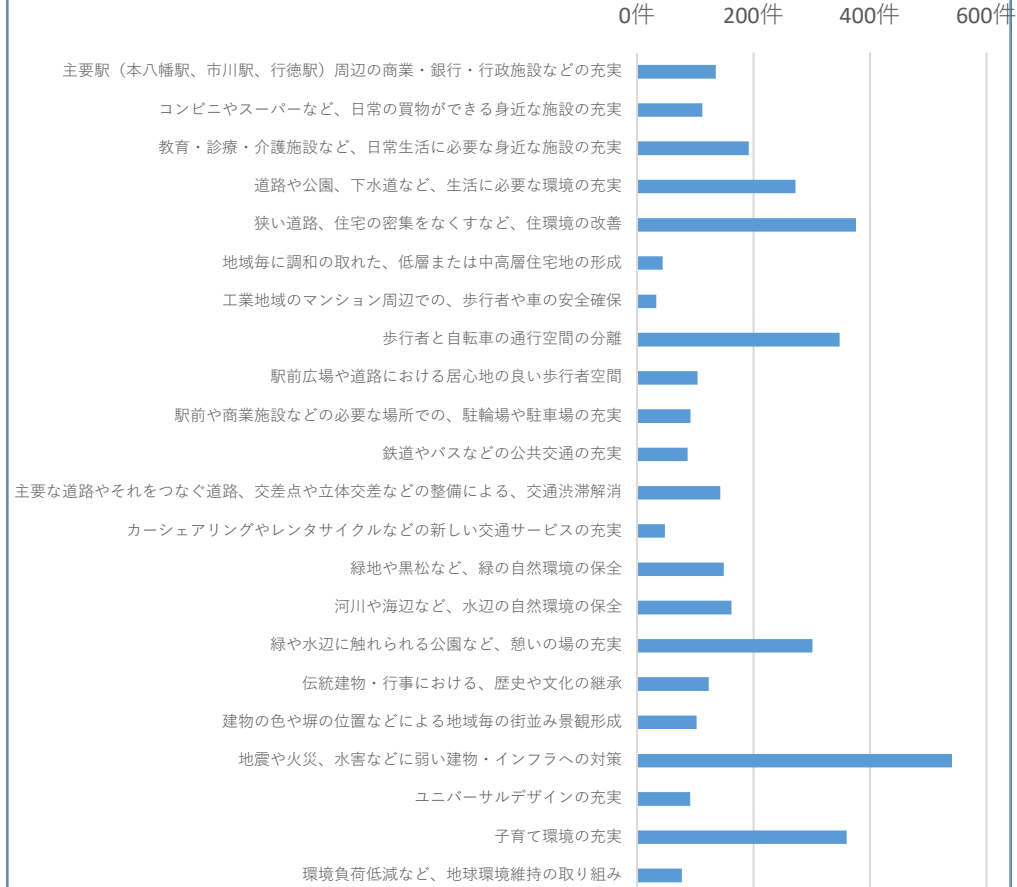
・不満度は、「歩行者の安全」が最も高く、次いで「建物や設備、標識など、高齢者や障がい者、子育て世帯への優しさ」「災害に対する強さ」が高い。



②【まちづくりの必要度】

・まちづくりに関する必要度については、「地震や火災、水害などに弱い建物・インフラへの対策」が最も高く、次いで「狭い道路、住宅の密集をなくすなど、住環境の改善」「子育て環境の充実」「歩行者と自転車の通行空間の分離」が高い。

これからのまちづくりに関し必要と感じているもの



※以下の市民アンケートの結果を踏まえ、計画の修正事項について検討を進めていく。

計画の見直しに向けて

I. 歩行者の安全
(不満1位 回答率66.7%)

II. 建物や設備、標識など、高齢者や障がい者、子育て世帯への優しさ
(不満2位 回答率45.9%)

III. 地震や火災、水害などに弱い建物・インフラへの対策
(必要1位 回答率53.0%)

IV. 狭い道路、住宅の密集をなくすなど、住環境の改善
(必要2位 回答率36.8%)

V. 子育て環境の充実
(必要3位 回答率35.3%)

VI. 歩行者と自転車の通行空間の分離
(必要4位 回答率34.1%)

■関連計画一覧

	計 画 名
上位計画	市川市基本構想 市川市総合計画Ⅰ & Ⅰプラン2 1
	第三次基本計画
	都市計画区域マスタープラン（千葉県）
市街地整備等	市川都市計画都市再開発の方針（千葉県）
	市川市住生活基本計画
	市川市空家等対策計画
交通	市川市総合交通計画
	市川市都市計画道路整備プログラム
	市川市無電柱化推進計画
	市川市交通バリアフリー基本構想
	第11次市川市交通安全計画
	市川市自転車走行空間ネットワーク基本構想
	市川市自転車走行空間ネットワーク整備計画
防災	市川市国土強靱化地域計画
	市川市地域防災計画
	市川市防災まちづくり計画
	市川市耐震改修促進計画
下水道	江戸川左岸流域下水道基本計画（千葉県）
	市川市公共下水道基本計画
	市川市污水適正処理構想
	市川市下水道中期ビジョン
河川	真間川流域整備計画（千葉県）
	市川市雨水排水基本計画
	江戸川沿川整備基本構想（国・千葉県沿川自治体）
環境・緑・景観	第三次市川市環境基本計画
	第二次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
	第三次市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
	市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
	生物多様性いちかわ戦略
	市川市みどりの基本計画
	市川市景観基本計画
	市川市景観計画
福祉	市川市地域福祉計画（第4期）
	市川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第8期）

	市川市子ども・子育て支援事業計画
文化スポーツ	市川市文化振興ビジョン
	市川市スポーツ振興基本計画
	第2期市川市スポーツ推進計画
産業	市川市商工業振興ビジョン
	市川市観光振興ビジョン
	第二次いちかわ都市農業振興プラン
	市川市水産業振興ビジョン
その他	市川市公共施設等総合管理計画
	市川市防犯まちづくり基本計画
	市川市教育振興基本計画（第3期）

■全体スケジュール

